

議案第 23 号

長久手市特定個人情報の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

長久手市特定個人情報の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和 8 年 2 月 19 日提出

長久手市長 佐藤有美

説 明

この案を提出するのは、地方公共団体情報システムの標準化に伴い、長久手市特定個人情報の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正するため必要があるからである。



## 長久手市条例第 号

長久手市特定個人情報の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

長久手市特定個人情報の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年長久手市条例第27号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
別表第1（第4条関係） 【別記1 参照】	別表第1（第4条関係） 【別記1 参照】
別表第2（第4条関係） 【別記2 参照】	別表第2（第4条関係） 【別記2 参照】
別表第3（第5条関係） 【別記3 参照】	別表第3（第5条関係） 【別記3 参照】

## 【別記1】

## 改正後

執行機関	事務
1 市長の項から26 市長の項まで	(略)
27 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの

2 8 市長、教育委員会	<u>住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの</u>
--------------	--

改正前

執行機関	事務
1 市長の項から 2 6 市長の項まで (略)	
2 7 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの

【別記2】

改正後

執行機関	事務	特定個人情報
1 市長	長久手市国民健康保険税条例による国民健康保険税の減免に関する事務であって規則で定めるもの	(1) <u>災害対策基本法（昭和 3 6 年法律第 2 2 3 号）による被災者台帳の情報（以下「被災者台帳情報」という。）であって規則で定めるもの</u> (2) <u>住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名</u>

		<u>情報」という。)であって規則で定めるもの</u>
2 市長	長久手市子ども医療費支給条例による子ども医療費支給事務であって規則で定めるもの	(1) <u>住民基本台帳法（昭和48年法律第81号）第7条第4号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）であって規則で定めるもの</u> (2) <u>住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u>
3 市長	長久手市障害者手当支給条例による障害者手当に関する事務であって規則で定めるもの	(1) <u>住民票関係情報であって規則で定めるもの</u> (2) <u>住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u>
4 市長	長久手市障害者医療費支給条例による障害者医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの (2) <u>住民票関係情報であって規則で定めるもの</u> (3) <u>住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u>
5 市長の項及び6 市長の項	(略)	
7 市長	長久手市母子・父子家庭	(1) 地方税関係情報であって規則

	医療費支給条例による母子・父子家庭医療対策事業事務であって規則で定めるもの	<p>で定めるもの</p> <p>(2) 住民票関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(3) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</p>
8 市長の項 (略)		
9 市長	長久手市介護保険条例による介護保険料の減免に関する事務であって規則で定めるもの	<p>(1) 被災者台帳情報であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</p>
10 市長の項 (略)		
11 市長	愛知県在宅重度障害者手当に関する事務であって規則で定めるもの	<p>(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 住民票関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(3) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</p>
12 市長	愛知県遺児手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	<p>(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 住民票関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(3) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</p>
13 市長	特別障害者手当、障害児福祉手当及び福祉手当に関する事務であって規則で定めるもの	<p>(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 住民票関係情報であって規則で定めるもの</p>

		(3) <u>住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u>
1 4 市長	地域生活支援事業に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (2) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (3) <u>住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u>
1 5 市長	療育手帳に関する事務であって規則で定めるもの	(1) <u>住民票関係情報であって規則で定めるもの</u> (2) <u>住登外者宛名登録情報であって規則で定めるもの</u>
1 6	市長の項から 2 1 市長の項まで	(略)
2 2 市長	後期高齢者医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (2) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (3) 介護保険関係情報であって規則で定めるもの (4) <u>住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u>
2 3 市長	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 5 7 年法律第 8 0 号）による後期高齢者医療保険料賦課・徴収事務であって規則で定めるもの	(1) <u>地方税関係情報であって規則で定めるもの</u> (2) <u>住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u>

24 市長	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料の減免に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (2) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (3) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
25 市長	児童クラブ活動費の減免に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (2) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (3) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
26 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの (2) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの (3) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による給付金の支給に関する情報であって規則に定めるもの (4) 地方税関係情報であって規則で定めるもの

		<p>(5) 母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(6) 児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当又は特例給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(7) 介護保険関係情報情報であって規則で定めるもの</p> <p>(8) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</p>
27 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
28 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護法による保護の実施に関する情報であって規則で定めるもの

改正前

執行機関	事務	特定個人情報
1 市長	長久手市国民健康保険条例による国民健康保険	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）による被災者台帳の情報（以下「被災者台帳情報」

	税の減免に関する事務であって規則で定めるもの	という。)であって規則で定めるもの
2 市長	長久手市子ども医療費支給条例による子ども医療費支給事務であって規則で定めるもの	住民基本台帳法(昭和48年法律第81号)第7条第4号に規定する事項(以下「住民票関係情報」という。)であって規則で定めるもの
3 市長	長久手市障害者手当支給条例による障害者手当に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
4 市長	長久手市障害者医療費支給条例による障害者医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)であって規則で定めるもの (2) 住民票関係情報であって規則で定めるもの
5 市長の項及び6 市長の項 (略)		
7 市長	長久手市母子・父子家庭医療費支給条例による母子・父子家庭医療対策事業事務であって規則で定めるもの	(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (2) 住民票関係情報であって規則で定めるもの

8 市長の項 (略)		
9 市長	長久手市介護保険条例による介護保険料の減免に関する事務であって規則で定めるもの	<u>被災者台帳情報であって規則で定めるもの</u>
10 市長の項 (略)		
11 市長	愛知県在宅重度障害者手当に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (2) 住民票関係情報であって規則で定めるもの
12 市長	愛知県遺児手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (2) 住民票関係情報であって規則で定めるもの
13 市長	特別障害者手当、障害児福祉手当及び福祉手当に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (2) 住民票関係情報であって規則で定めるもの
14 市長	地域生活支援事業に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (2) 住民票関係情報であって規則で定めるもの
15 市長	療育手帳に関する事務であって規則で定めるもの	<u>住民票関係情報であって規則で定めるもの</u>
16 市長の項から21 市長の項まで (略)		
22 市長	後期高齢者医療費助成に	(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの

	関する事務であって規則で定めるもの	(2) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (3) 介護保険関係情報であって規則で定めるもの
23 市長	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による後期高齢者医療保険料賦課・徴収事務であって規則で定めるもの	<u>地方税関係情報であって規則で定めるもの</u>
24 市長	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料の減免に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (2) 住民票関係情報であって規則で定めるもの
25 市長	児童クラブ活動費の減免に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (2) 住民票関係情報であって規則で定めるもの
26 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの (2) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの

		<p>(3) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による給付金の支給に関する情報であって規則に定めるもの</p> <p>(4) 地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(5) 母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(6) 児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当又は特例給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(7) 介護保険関係情報情報であって規則で定めるもの</p>
--	--	---

【別記3】

改正後

照会機関	事務	提供機関	特定個人情報
1 教育委員会	長久手市特別支援学校就学奨励金支給条例による特別支援学校就学奨励	市長	(1) <u>住民票関係情報であって規則で定めるもの</u>

	金に関する事務であって規則で定めるもの		(2) <u>住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u>
2 教育委員会	小学校又は中学校に就学する就学援助に関する事務であって規則で定めるもの	市長	(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (2) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (3) <u>住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u>
3 教育委員会	小学校又は中学校の特別支援学級に就学する児童又は生徒の就学のために必要な経費の支弁に関する事務であって規則で定めるもの	市長	(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (2) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (3) <u>住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u>
4 教育委員会	<u>住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの</u>	市長	<u>住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u>

改正前

照会機関	事務	提供機関	特定個人情報
1 教育委員会	長久手市特別支援学校就学奨励金支給条例による特別支援学校就学奨励金に関する事務であって規則で定めるもの	市長	<u>住民票関係情報であって規則で定めるもの</u>
2 教育委員会	小学校又は中学校に就学する就学援助に関する事務であって規則で定めるもの	市長	(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (2) 住民票関係情報であって規則で定めるもの
3 教育委員会	小学校又は中学校の特別支援学級に就学する児童又は生徒の就学のために必要な経費の支弁に関する事務であって規則で定めるもの	市長	(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (2) 住民票関係情報であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。



## 議案の概要

### 1 改正の趣旨

この条例は、地方公共団体情報システムの標準化に伴い、長久手市特定個人情報の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正するものです。

(背景・目的) 地方公共団体情報システムの標準化に伴い、住登外者宛名管理機能による住登外者の情報の管理を行うこととなるため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき行う市の個人番号の独自利用事務について規定の整備を行うものです。

### 2 改正の内容

市の個人番号の独自利用事務に、住登外者に係る事務を追加すること。  
(別表第1、別表第2及び別表第3関係)

### 3 今後の影響

特にありません。

### 4 附則について

この条例は、令和8年4月1日から施行するものとします。